

件名	10・23通達（入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について）の順守に関する陳情			
提出者 住所氏名	あきる野市秋川 E			
受理年月日	平成24年8月16日	受理番号	第6号	
<p>要旨</p> <p>平成15年10月23日付東京都教育委員会通達「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について」を踏まえ、入学式・卒業式が混乱なく終了するよう、以下の事項の実現をお願いいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公立小中学校の入学式・卒業式において、国歌斉唱時に起立しないことが予想される教職員は式に出席させないこと。</li> <li>2 卒業式で起立しなかった教職員については、新入生及び卒業生に当たる学年の担任をさせないこと。</li> <li>3 他の市区町村の公立学校において起立しなかった教職員については、新年度に受け入れないこと。</li> <li>4 小学校6年生、中学校3年生の学級担任のうち、起立しないことが予想される教職員を直ちに交代させること。</li> <li>5 職務命令違反を繰り返した教職員については、学級担任を受け持たせないこと。</li> </ol> <p>(理由)</p> <p>近年、公立小中学校の入学式・卒業式において、職務命令にも関わらず、国歌斉唱時に起立しない教職員が目立っています。入学式・卒業式は言うまでもなく、生徒が主役であり、教職員が自己のイデオロギーを主張する場ではありません。</p> <p>また、職務命令違反に対する処分はあいまいであり、処分されても不当処分だと裁判を起こす教職員もいると聞きます。</p> <p>よって、入学式・卒業式が混乱なく終了するよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				